

高知市立城北中学校 いじめ防止基本方針

平成 26 年 3 月 24 日策定

令和 5 年 4 月 1 日改定

1 はじめに ～いじめについての基本的な考え方～

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第 2 条）

（1）学校の現状と課題

本校は、生徒が活動できる場を意図的に創ることで、生徒の自主性を高めようと常に模索している学校である。令和 4 年度学校評価生徒アンケートにおける「自分や友達を大切にしたり、他の人に思いやりの心を持って接したりするよう努めていますか」の項目の肯定群は 94.8%と昨年度より 2.5P 低下したものの、依然として高い水準を保っている。「あなたは、学校生活が楽しいですか」の項目では肯定群が 85.3%と昨年度を 2.6P 下回った。しかし、年々増加傾向にあった不登校生徒数は減少した。引き続き、日々の学校生活において、達成感や充実感、仲間と繋がっている連帯意識等を構築する仕組み作りにこだわることで、課題の克服に努めていく。

（2）学校の基本的な認識

いじめは重大な人権侵害である。本校においては、開校以来「自分」と「仲間」を大切に「人権教育の大切さ」を教育方針の基盤に据えて学校運営を行ってきた。生徒にはあらゆる教育活動を通じ「いじめを絶対に許さない」とする学校の方針を徹底し、教職員は「いじめほどの生徒にも起こりうる」ことを常に意識しながら教育活動を行っている。さらに、生徒が主体的にいじめのない生徒集団を形成するという意識を育むとともに、保護者・地域・関係機関等と連携して、様々な場面での見守りを依頼している。生徒に対しては、定期的なアンケートや個別の面談を実施するなどして、生徒一人一人に寄り添った関わりをこれからも継続していく。

（3）いじめ防止等に向かう学校の姿勢

- 「命と人権を守りぬくこと」を学校運営の根幹に据えることを、全教職員が生徒・保護者・地域に発信し、この方針に基づいた学校運営の評価をあらゆる場面を通じて行う。
- いじめを行ってしまう者の周囲には、いじめを容認する環境が存在することを繰り返し伝えていく。
- 自己肯定感を培うことを目指した取組を意図的に行い、自分と仲間を大切にすることを構築する。

2 いじめを「未然に防止」するための取組

本校がこれまで取り組んできた人権教育を基盤としながら、生徒の人権感覚を高め、豊かな情操や道徳心を養い、自分の存在と仲間の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。さらに、安心して安全でしかも充実感にあふれる学校づくりを行なうことが、いじめを未然に防止するために不可欠な要素である。

（1）日々の授業改善・教員の人権意識向上を目指す校内研修の充実

- 全ての生徒が自発的に参加し、全ての教科領域においてコミュニケーション力の向上を図ることに主眼を置いた授業改善を行う。
 - ・ 授業規律向上のための共通理解にかかる職員会（各学期当初）。
 - ・ 全教員が行う授業公開（通年）。
 - ・ 学年当初に行う参観授業（4月）。
 - ・ 講師を招聘しての授業改善に係る研修職員会（8月）。
 - ・ 全国学力・学習状況調査の分析とその活用（通年）。
 - ・ 県・市教委による各調査及び授業評価システムを活用した分析（通年）。

- 教職員自身の人権感覚の向上のための校内研修を行う。
 - ・ 人権教育・道徳教育を実施するための授業研究（通年）。
 - ・ 支援の必要な生徒の共通理解のための職員会（4月・8月・12月）。
 - ・ 県・市・校区人権教育研修会への事例研究発表等の積極的参加（通年）。
 - ・ 人権・生徒指導の観点を踏まえた授業参観の工夫（通年）。

(2) いじめを予防する相談体制の整備

- 年間行事予定に全校で「個人面談週間」を設置し、生徒と担任の個人面談を通して学校生活の悩み等を把握する（6月・10月・1月）。
- Q-Uやあったかアンケートを実施し、その分析を行う（5月・10月・2月）。
- 生徒の状況を教員間で共有し、相談を受けやすい体制、相談されたときに適切な対応ができる体制づくりを行う（通年）。

(3) 子どもの自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動の推進

- 人権教育・道徳教育の充実（通年）。
- 朝読書及び読み聞かせ指導等の充実（通年）。
- 全ての授業において、自分の思いをまとめ、発表し、共感する場面を設定する（通年）。
- 生徒会活動の充実により、生徒の自治活動を推進する（通年）。
- 部活動を充実させるとともに、部活動集会等の取組みにより、部活動部員間の連帯意識を高める（通年）。
- キャリア教育の充実（5月・11月・2月）。

(4) 「いじめ防止」について、子ども・保護者・地域と共に学ぶ、広報・啓発活動の推進

- いじめ防止の重要性について学校便りやホームページで広報・啓発を行う（通年）。
- 小高坂地区人権推進委員会において学校の取組みを発表する（4月）。
- 同委員会の人権旗の敷地内設置等を通して広く人権意識を高める広報を行う（12月）。

3 いじめの「早期発見」「早期解決」に向けての取組

(1) いじめの早期発見のために講じる手立て

- 城北ノートの記載や生活習慣の変化等の生徒が発信する予兆を見逃さないことを徹底する（通年）。
- 定期的なアンケート調査や個人面談週間等の実施により、いじめの実態把握に努める（通年）。
- 教室等の環境を常に整え、生徒の人間関係の変化を発見しやすい状態を維持する（通年）。

(2) いじめの早期解決のための組織的な対応

- 学級担任の情報に加え、保健室やスクールカウンセラー等の情報を全教職員が共有することに努める（通年）。
- 情報を共有したうえで、全教職員が予兆を示した生徒や学級に対して、慎重に対応を行うことに努める（通年）。
- 当該事案の解決のために最も有効となる役割分担を行い、迅速でしかも効果的な対応を行う（通年）。

(3) 家庭や地域・関係機関と連携した取組

- 保護者に対して学校だよりや学級懇談等で「いじめが疑われるチェック項目」を発信し、家庭との連携を図る（通年）。
- 保護者や地域が抵抗なくいじめに関して相談や連絡ができるよう、開かれた学校づくりの推進を継続する（通年）。
- 相談業務を行っている関係機関等の情報を生徒や保護者に広く周知する（通年）。

4 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) いじめの未然防止・早期発見に取り組むための常時的活動計画

いじめ防止対策推進法第 22 条の規定により、前出の本校におけるいじめの防止等に関する対応を実効的に行うことを目的として、以下の要領で「いじめ防止対策委員会」を設置する。

- 構成員は、校長・教頭・主幹教諭・特別支援教育コーディネーター・養護教諭・生徒指導主事・生徒指導推進教諭・各学年担当教員に加え、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー及び高知市教育研究所職員とする。事案によっては、構成員を拡大する可能性がある。
- 会議は、時間割に組み込み、週に 1 回「心の居場所づくり部会」と並行して実施する。対応が必要な場合には臨時で開催することもある。
- 内容は、前出の本校におけるいじめ防止等に関する対応に関する事項の情報を集約し、対応を協議すること及び取組の評価を行うことを主とする。

(2) いじめが疑われる事案が生じたときの組織的活動

- いじめが疑われる事案が発生した場合には、校長の判断により臨時の「いじめ防止対策委員会」を開催し、組織として情報を共有したうえで対応策を協議し、迅速で有効な役割分担等を決定するなどして対応を行う。
- いじめられた可能性のある生徒を守り通すことを最優先とし、生徒や保護者の心情を十分に考慮したうえで対応にあたる。
- いじめた可能性のある生徒に対しては、事情や心情を聴取したうえで、当該生徒の人格の成長を旨とする教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- 対応後の状況について、継続的な取組と観察等、適切な対応を全教職員が行う。

(3) 家庭や地域・関係機関と連携した活動

- 保護者に対して、担任を窓口としながら組織として対応していることを説明し、協力を仰ぐ。
- 必要に応じて、専門的な知識を有する方からの助言を得る対応を行う。
- 教育委員会への報告を行う等、関係機関との連携を行う。

5 方針や取組の検証と評価について

本基本方針は、効果的かつ機能的に運用されなければならない。そのために、取組の途中及び年度末においては、前出の 4 項目について、取組状況や効果、取組後の状況等について評価を行う必要がある。具体的な方法は以下の通りである。

(1) チェックリストの作成

- 「いじめ防止対策委員会」が、チェックリストの原案を作成し、職員会において決定する。
- チェックリストは、方針や個々の取組を検証する内容とする。

(2) チェックリストを用いた検証の実施

- 学年末に検証するとともに、必要に応じて、リストを活用した検証を行う。

(3) チェックリスト以外の方法による検証の実施

- 生徒を対象に行ったアンケート結果や Q-U 及びあったかアンケート等の結果から検証を行う。

(4) PDCA サイクルの実施

- 学校における全ての教育活動と同様に PDCA サイクルにより、取組を検証することを通して、本基本方針を見直し、改善することとする。

6 重大事態への対処について

万一、重大事態に該当すると考えられる事態が発生した場合には、教育委員会と連携しながら、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」等に基づいて対処するものとする。